

富山県 事業持続月次支援金

8月分、9月分

【一般事業者】
(酒類販売事業者以外)

上乗せ支援

国の月次支援金給付
通知書等で確認

県 富山県事業持続月次支援金

8月分又は9月分の国の月次支援金を受給した県内事業者に上乗せ支援

給付額 国の月次支援金給付額の1/2

中小企業等 上限 **10万/月**
個人事業者等 上限 **5万/月**

申請期間

8月・9月分:令和3年10月22日(金)から令和4年1月31日(月)まで
(郵送申請/当日の消印有効、オンライン申請/令和4年1月31日(月)23:59まで)

お問い合わせ先

富山県事業持続月次支援金事務局

076-444-5380

E-mail : toyama-getsuji@bsec.jp

受付時間 9:00~17:00

土・日・祝日をのぞく平日のみ

郵送又は
オンラインにより
申請

国 月次支援金

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、
対象月の月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少した事業者を支援

給付額 2019年又は2020年の対象月と同じ月の売上ー2021年の対象月の売上

中小企業等 個人事業者等
上限 **20万円** 上限 **10万円**

申請期間

8月分:令和3年9月1日(水)から令和3年10月31日(日)まで
9月分:令和3年10月1日(金)から令和3年11月30日(火)まで

お問い合わせ先

月次支援金相談窓口 **0120-211-240**

受付時間 8:30~19:00

土・日・祝日を含む

富山県 事業持続月次支援金の概要

【一般事業者】
(酒類販売事業者以外)

給付対象者

8月分又は9月分の国の月次支援金の給付決定を受けた中小企業等、個人事業者等で、確定申告の納税地が富山県内の事業者です。

※国の月次支援金は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、対象月の月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少した事業者が対象となります。ただし、休業又は時短要請に係る県の協力金の支給対象となっている事業者は、受給の有無に関わらず、国の月次支援金の対象外となります。

※納税地は、法人の場合法人税、個人事業者の場合所得税を指します。

給付額 8月分・9月分の国の月次支援金給付額の1/2

中小企業等 上限 **10万/月** 個人事業者等 上限 **5万/月**

※「富山県飲食業関連事業者支援給付金(第2次)」を8月の売上減少により受給(申請)された方は、県の支援金の8月分の給付はありません。同様に、当該給付金を9月の売上減少により受給(申請)された方は、県の支援金の9月分の給付はありません。

申請期間

8月・9月分:令和3年10月22日(金)から令和4年1月31日(月)まで
(郵送申請/当日の消印有効、オンライン申請/令和4年1月31日(月)23:59まで)

主な申請書類 ※申請書類の詳細は裏のフローチャートをご参照ください。

- ①富山県事業持続月次支援金申請書(様式1)
- ②国の月次支援金の給付通知書の写し(様式2)⇒紛失した場合は裏のフローチャート参照。
- ③誓約書、役員等名簿(様式3)
- ④振込先の通帳等の写し(様式4)
- ⑤(個人事業者のみ)本人確認書類(運転免許証等)の写し(様式5)

申請方法

申請書類の詳細及びオンライン申請については、下記URLをご確認ください。

公益財団法人 富山県新世紀産業機構【富山県事業持続月次支援金】

<https://www.tonio.or.jp/info/getsujishien/>



お問い合わせ先▼

富山県事業持続月次支援金事務局

電話

076-444-5380

受付時間 9:00~17:00

土・日・祝日をのぞく平日のみ

富山県事業持続月次支援金【一般事業者】必要書類フローチャート

【給付要件】
国の月次支援金を受給した方が対象!!

2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少した事業者の方が対象となっております。

国の申請期間：8月分 / 2021年 9月1日～10月31日
9月分 / 2021年10月1日～11月30日

- 主な申請書類**
- ①富山県事業持続月次支援金申請書(様式1)
 - ②国の月次支援金の給付通知書の写し(様式2)
 - ③誓約書、役員等名簿(様式3)
 - ④振込先の通帳等の写し(様式4)
 - ⑤(個人事業者のみ)本人確認書類(運転免許証等)の写し(様式5)
 - ⑥(郵送による申請のみ)提出書類チェックシート



給付通知書サンプル

